

【研究ノート】
日本軍の人的戦力整備について
——昭和初期の予備役制度を中心として——

長野耕治、植松孝司、石丸安蔵

はじめに

日本軍の兵員数は1930年に陸軍約22万3,000人、海軍約8万8,000人であったが、太平洋戦争終戦の1945年には陸軍約547万2,000人、海軍約241万7,000人¹にまで増加している。この間の兵員数の増加率は、陸軍で約25倍、海軍で約27倍である。この数字を見る限り、日本軍は兵員の数を急速に確保することに成功したといえる。こういった兵員確保の成功は、日本国民の男子に兵役の義務を課す「兵役法」に依拠していた。

1927年に定められた「兵役法」に基づき、昭和初期には、壮丁²の5人に1人が2年間の兵役義務を担い、毎年約10万人の壮丁が現役兵として入営³していた。当時、陸軍の兵員数は約23万人であり、これ以上の兵員が必要となった場合には、「兵役法」によって定められた予備役等⁴の中から召集しなければならなかった。

ところで戦時となった場合に、兵員の供給源となる予備役等とは一体どのような人たちなのだろうか。予備役等の「量」や「質」が日本軍全体の人的戦力に及ぼす影響が大きかったのではないだろうか。人的戦力における予備役等の「量」と「質」の両方を確保することが大切であったのではないか。昭和初期の日本軍において、予備役制度のもとで、予備役等の「量」と「質」はともに十分確保されていたのだろうか。

本稿では、1927年制定の「兵役法」を踏まえ、昭和初期の日本軍がどのようにして予備役制度を通じ人的戦力の「量」と「質」を確保しようとしていたのかを明らかにする。そのため、まず「兵役法」の人的戦力整備構想を把握し、次いで実際に大量動員を実施した支那事変を事例として取り上げ、予備役等の戦力化の実態を整理し、人的戦力整備の問題点と対策を分析する。

1 原剛・安岡昭男編『日本陸海軍事典』新人物往来社、1997年、490頁。

2 成年に達した男子。

3 兵営生活に入ることを「入営」、入営生活中を「在営」、現役を満了して兵営から出ることを「満期除隊」、壮丁を強制的に現役または補充兵に編入することを「徴集」と呼称した。

4 本稿では、現役を除いた兵役すなわち予備役、後備兵役、補充兵役、国民兵役の総称を、予備役等と表現する。兵役の種類については後述する。

この分野における先行研究としては、兵役に関する制度を中心とした研究や、軍隊における教育に関する研究、支那事変を取り上げた研究など⁵、あるいは予備役等に従事した兵士の手記や回想、体験談などがある。本稿では、従来取り上げられることの少なかった、予備役制度を中心とした人的戦力整備の制度と実際に関して論じることとする。

対象とする時期を、昭和初期とした。具体的には、「兵役法」が制定された 1927 年から、太平洋戦争が始まる 1941 年頃までを対象とし、特に支那事変が発生した後の動員を事例として取り上げ考察した。太平洋戦争における、いわゆる「根こそぎ動員」が実施された時期は、対象としていない。ただし、組織や制度の流れを考察する上で、対象とする時期の前後に関する検討が必要であれば、その時期も含めて論述してゆくこととする。

1 兵役法の概要

(1) 兵役の種類

1927 年に制定された「兵役法」の基盤となったのは、明治初期から築きあげられた「徴兵令」であった。1872 年 11 月に出された太政官の徴兵告諭は、武士に対する厳しい批判を加えた上で、「四民平等のもとでの国民皆兵の理念を謳った⁶」ものであった。明治政府は、近代化を進めるにあたり、軍隊を維持する目的で徴兵制を採用した。国民に兵役の義務を課すこと、そして現役の期間を終えた者を予備役として確保することが、当時の日本が選択することができた最も近道的手段であった。その「徴兵令」は、明治から大正にかけて、様々な改正が加えられた。

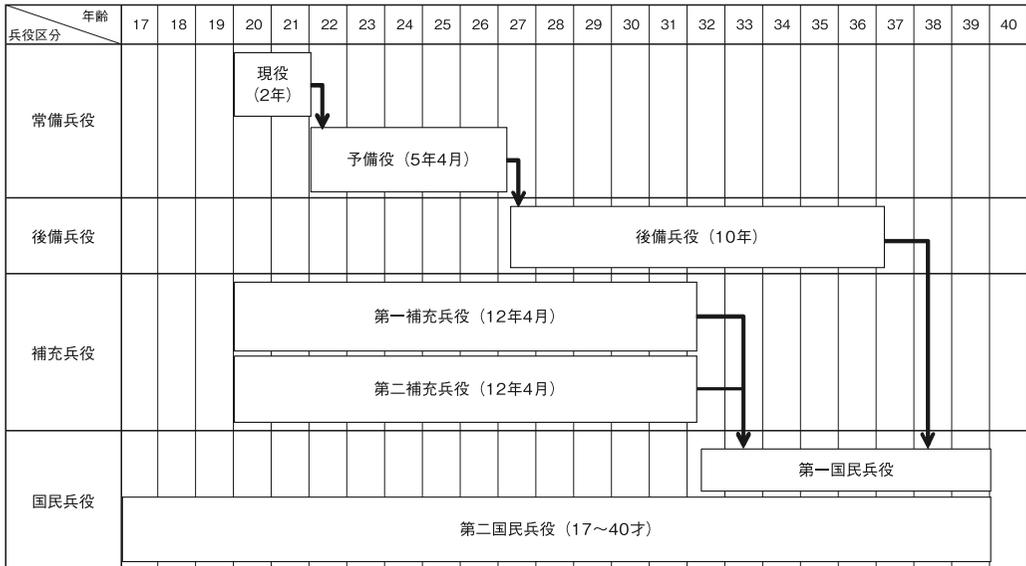
昭和に入り「徴兵令」の集大成として、「兵役法」が制定された。ここでは、まず「兵役法」における兵役の種類（以下、役種）について振り返る。

役種には、現役と予備役の総称である常備兵役、後備兵役、第一及び第二の補充兵役、第一及び第二の国民兵役といった種類があった。図 1 は、兵の役種と服役年限を図示したものである。現役は、兵の基幹要員であり、2 年間の在営が義務付けられていた。予

5 大江志乃夫『徴兵制』岩波書店、1981 年。同『昭和の歴史 第 3 巻 天皇の軍隊』小学館、1982 年。同『国民教育と軍隊』新日本出版社、1974 年。戸部良一『日本の近代 9 逆説の軍隊』中央公論社、1998 年。加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文館、1996 年。遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、1994 年。広田照幸『陸軍将校の教育社会史』世織書房、1997 年。熊谷光久『日本軍の人的制度と問題点の研究』国書刊行会、1994 年。同『日本軍の精神教育』錦正社、2012 年。藤原彰『昭和の歴史 第 6 巻 日中全面戦争』小学館、1982 年。同『南京の日本軍』大月書店、1997 年。南京戦史編集委員会編『南京戦史』偕行社、1989 年。

6 戸部良一『日本の近代 9 逆説の軍隊』中央公論社、1998 年、38 頁。

図1 兵の役種と服役年限



(出所)「兵役法」をもとに筆者作成。1927年、陸軍の例を示す。

備役は、現役を終了した軍人が服する。後備兵役は、予備役を終えた者が服す兵役であり、後方警備部隊等の要員に充てられた。平時編制の軍隊は、主要部分を除き、欠員状態にあり、軍隊が平時編制から戦時編制に移行する際には、予備役が平時編制の欠員部署に充足された。

第一補充兵役は、徴兵検査に合格したが指名を受けず、入営しなかった者が服する兵役である。120日以内の教育召集に応じる義務があった。現役の欠員補充の要員に充てられるとともに、戦死傷病に伴う損耗補充の要員に充てられた。第二補充兵役は、徴兵検査の時点で現役・第一補充兵役に充当されなかった者が服する兵役である⁷。

第一国民兵役及び第二国民兵役は、満17才以上、満40才までの兵役義務のある男子全員が服する兵役である。

なお、召集された予備役の将校及び補充兵が軍務に就いても、彼らの役種が変わることはなかった。このため彼らは「召集中の予備役将校」、「召集中の補充兵」と呼ばれていた。このように「兵役法」では役種が区分されていた。では、一体どのようにして、壮丁を役種に区分していたのだろうか。

7 大江志乃夫『昭和の歴史 第3巻 天皇の軍隊』小学館、1982年、63頁。

(2) 現役兵の選定要領と特典

昭和初期、壮丁の人数は毎年約55～60万人程度であった。その中から現役兵に選ばれるのは約10万人であった。現役兵はどのような手続きで、選ばれたのだろうか。現役となるか、第一補充兵となるか、第二国民兵役となるかは、徴兵検査(身体検査)の結果で決められた。身体検査の項目は、「身長、体重、胸囲」などがあり、これらは衛生部または兵科下士官が担当した。こういった検査項目は、現在の身体検査でも実施されていると同様である。さらに「視力、聴力、鼻腔、口腔、関節運動検査」などの検査が徴兵副医官により実施された。最後に「言語及び精神検査、一般構造検査、各部検査」といった項目は徴兵医官⁸が実施し、最終的な判定を下していた。「言語及び精神検査」という項目については、受検者の態度、応答等により判断するもので、身長、体重などのように結果が数字により現れるものではなかった。

身体検査の結果を踏まえ、受検した壮丁は次の6段階に区分された。その区分とは、①甲種、②第一乙種、③第二乙種、④丙種、⑤丁種、⑥戊種である。徴兵検査の結果、①甲種、②第一乙種、③第二乙種の区分の者が現役に適する者となる。④丙種とは、現役に適さないが国民兵役に適する者。⑤丁種は兵役に適さない者であり、身長150cm未満のもの及び現在でいう軽度の身体障害者であった。⑥戊種は、成長が十分でないか病後で健康の回復が十分でないために翌年再検査の対象者であった⁹。以上の6段階の判定に基づき、兵の役種区分が決められた。

身体検査の次に、抽籤¹⁰が実施された。まず、①甲種の中で抽籤に当たった者が、現役に選定され、抽籤に外れた①甲種及び②乙種の体格体位の優秀者が、第一補充兵役に選定された。最後に、残余の乙種が、自動的に第二補充兵役に選定された。「第二補充兵役は、住居、身上の掌握すらなされておらず、教育召集も行われず、あたかも兵役の外にあるかの観を呈していた¹¹」。

表1は、1926年から1936年までの現役徴集率(徴兵検査受検者の中で現役兵に選兵される割合)の変遷をまとめたものである。この期間の現役徴集率は、約18%であった。このことは、壮丁の約5人に1人が現役の兵役義務を担っていたことを示している。

8 「陸軍身体検査規則」(陸軍省令第9号、昭和3年3月26日)(「現行兵事法令集」防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

9 大江『天皇の軍隊』63頁。

10 徴兵検査に引き続いて実施される「抽籤」については、先行研究が少ないが、秋山博志「徴兵検査における抽籤制度の一考察」『佛教大学大学院紀要 文学研究科篇』第39号、2011年3月、53-69頁が参考となる。

11 防衛庁防衛研修所戦史部『戦史叢書 陸軍軍戦備』朝雲新聞社、1979年、217頁。

表1 現役徴集率の変遷

年	壮丁数（人）	徴兵検査受検者（人）	現役兵（人）	現役徴集率
1926	534,355	521,254	92,394	18%
1927	597,012	581,307	95,423	16%
1928	612,444	568,796	99,764	18%
1929	626,141	585,819	100,782	17%
1930	631,882	585,819	100,771	17%
1931	649,859	595,505	100,774	17%
1932	647,110	621,844	100,774	16%
1933	655,771	631,099	114,224	18%
1934	668,800	641,969	—	—
1935	659,522	630,192	134,338	21%
1936	658,433	629,829	—	—

（出所）加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文館、1996年、66頁をもとに筆者作成。

陸軍が徴兵検査により、壮丁の体格や言語及び精神検査等を把握しようとしたことに、国民の教育を掌っていた文部省にとっても興味があった。文部省が国民教育の状況を調査するのに、陸軍が実施する徴兵検査は好都合であった。その一例として、徴兵検査と同時に、文部省により「壮丁教育成績調査」が実施されていた。実施する内容は、教育程度の種別を把握することと、学力（問題は、国語2問、算術2問であり教育程度により違った問題であった）の調査を実施することであった¹²。壮丁の教育調査結果は、陸軍にも手渡され、陸軍部内に配布された¹³。

徴兵検査、抽選を経て現役兵に振り分けられた者にも、一種の特典のような制度が「兵役法」及び「兵役法施行令」によって決められていたが、その一つに入営の延期に関する制度があった。「中学校または中学校と同等以上と認められる学校に在学するものについては、本人の願いによって、学業の修業年限に応じ27才にいたるまで徴兵検査が延

12 文部省普通学務局編『大正十四年壮丁教育成績概況』（復刻版『近代日本教育史料叢書 史料篇四 壮丁教育調査概況 自大正十四年 至昭和六年 一』宣文堂書店、1973年、所収）壮丁教育調査は、1905年より実施されたとされているが、地方での実施は1900年頃とされている。文部省が、全国的に集計し研究するため、統一実施したのは1925年である。

13 「大正14年壮丁教育成績概況送付ノ件」（「大日記甲輯 大正15年」防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

期された¹⁴。」さらに、「外国在住者にたいしては、本人の願いにより、外国に在住する
かぎりは徴集を延期する¹⁵」制度があった。その理由は、開拓移民の奨励にあったが、
徴兵忌避のために国外に移住する者もいた。

次に服役期間が短縮される特典もあった。「25 才までに師範学校を卒業したものは、
現役終了後 6 カ月以内に小学校の教職につき、28 才までは在職することを条件に短期現
役兵に服するものとされた。短期現役兵の現役服役期間は、師範学校の軍事教練を修了
した者は 5 カ月、修了しない者は 7 カ月で、現役終了後はただちに第一国民兵役に編入¹⁶」
される特典や、「中学校または中学校と同等以上と認められる学校を卒業し、学校教練の
検定に合格し、在当中の費用を自弁するものは、志願により幹部候補生となる¹⁷」制度
と、「現役歩兵であって、青年訓練所の訓練またはこれと同等以上と認められる訓練を
修了したものの、在営期間は 6 カ月以内を短縮することができる¹⁸」といったことなど
が決められていた。

(3) 召集と兵籍の管理

召集とは、「兵役法に基づき戦時または事変に際し、あるいは平時において、所要に
応じ、帰休兵・予備兵・後備兵または国民兵として在郷にある者を、軍務につかせるた
め軍隊に召致すること¹⁹」をいう。「兵役法」制定までは、「陸軍召集令」、「海軍召集令」
が、召集に関する細部を規定した法令であった。「兵役法」の成立に伴い、これらの「陸
(海)軍召集令」は、廃止された²⁰。その結果、陸軍における召集は、充員召集、臨時召
集、国民兵召集、演習召集、教育召集、補欠召集²¹及び簡閲点呼に整理された。

充員召集とは、動員令に基づき戦時定員を充足するために、充員召集令状をもって在
郷軍人を召集することである。充員召集の解除は、復員令によった。臨時召集とは、有
事の際に、臨時召集令状をもって在郷軍人を臨時に召集すること、並びに、平時に帰休
兵または服役 1 年次の予備兵を臨時に召集することである。充員召集令状及び臨時召集

14 大江『天皇の軍隊』、65 頁。

15 同上、65 頁。

16 同上、65 頁。

17 同上、65 頁。

18 同上、66 頁。

19 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、1991 年、742 頁。

20 「陸軍召集令」及び「海軍召集令」は、「兵役法施行令」(1927 年 11 月 30 日、勅令第 330 号)により廃止された。

21 「陸軍召集規則」(1927 年 11 月 30 日、陸軍省令第 25 号)及び「海軍召集規則」(同年 12 月 1 日、海軍省令第 23 号)により各召集に関する細部規定が決められた。海軍における召集の種類に、臨時召集、国民兵召集、教育召集はなかった。

令状は、ピンク色の用紙を使用したので、俗に「赤紙」と呼ばれた。国民兵召集とは、戦時、事変の際に、国民兵を召集することである。

有事とは別に、平時にも召集が行われている。演習召集、教育召集及び補欠召集である。演習召集とは、勤務演習のために在郷軍人を召集することである。教育召集とは、教育のために第一補充兵を召集することである。補欠召集とは、在営兵の補欠を要するときに帰休兵（海軍では服役第1年次の予備役兵を含む）を召集することである。

簡閲点呼の目的は、予備役・後備兵役の下士官兵及び陸軍の第一補充兵を点検、査閲、教導することであった。兵卒は、服役の期間に、通常1年おき5回の簡閲点呼を受ける義務が課せられていた。

こういった召集を実施するためには、人事管理が必要であるが、そのために兵籍を作成し、軍が管理していた。徴兵または志願等で軍に所属したならば、各人毎に兵籍が作られていた。兵籍は、軍の中の戸籍に該当するものであり、軍所属中、常に内容が更新されていく。軍退役後も、記録は残され予備役等の管理に活用された。兵籍の内容は、「陸軍兵籍規則」第4条に基づき、次の事項であった。

主要な項目は、次のとおりである。（筆者が抽出した。）

- 本籍、族称、戸主、氏名、出生及び死亡年月日、同一戸籍内における妻子、父母、祖父母、兄弟姉妹等、在留地等
- 官等級、位勲功級、賞罰、兵種、出身別、適任証書、特有技能、服役区分等
- 履歴
- 入営、退営、帰休、現役満期、転役、召集、召集解除、簡閲点呼
- 待命、休職、停職等
- 陸軍諸学校の入学、卒業等
- 昇級、増給、分遣、派遣、出張等
- 戦歴、公傷病による入・退院、帰郷療養
- 青年訓練所の訓練修了、学校教練、青年訓練修了者検定結果
- 陸軍出身前及び在郷中の官公職等
- 恩給資格に関係ある事項等

予備役等の兵籍管理は、所属する部隊がないため、本籍地所在の連隊区（将校の場合は師団）に編入された。その後は、予備役等の兵籍を管理するのは、当該連隊区司令官となった。このような兵籍の管理は、戸籍の管理とも密接な関係があった。戸籍には、兵役の種類を記入する欄があったため、兵役に変更が生じた場合には、連隊区司令官はその情報を、各市町村長に通知していた。逆に、戸籍に関する変更事項が発生した場合

には、各個人が市町村長に届け出を行い、市町村長はその内容を連隊区司令官に通知することとされていた。

このように軍と市町村長の間で、戸籍と兵籍が相互に管理され、密接な情報交換を実施していたわけであるが、在隊期間中の成績に関しても情報交換が実施されていた。つまり「陸軍下士兵卒在隊間成績通報規程²²」により、在隊中の勤務成績などの成績調書が、所属していた連隊長等から当該人の本籍地所管連隊区司令官を経由して、本籍地の市町村長に送付されていた。この成績調書の項目には「品行、勤務、證書、賞罰、備考」といった欄が設けられており、在隊中の勤務態度、賞罰などが記載されていた。この調書は、規程により取り扱い者以外への閲覧は許可されていなかったが、連隊区司令官の許可により在郷軍人会長が閲覧できるようになっており、その理由は「軍隊と地方の連携上必要あるのみならず、在郷軍人会長にも其の成績を承知せしむる必要あるに由る²³」というものであった。

(4) 在郷軍人会

さて、「兵役法」を語る際に在郷軍人という言葉がよく使われる。予備役・後備兵役の将校、下士官、兵、帰休兵及び陸軍の補充兵の総称である。1910年に陸軍の手で結成された在郷軍人主体の団体が、帝国在郷軍人会である。

在郷軍人会という組織の始まりは、明治の「国民皆兵」という徴兵制度の発達や、日清戦争、日露戦争を経験したことなどを通じ、各地において自然発生的に構築された共同体(尚武会等)であった。発足時点で会員数が約100万人に達しており、大正初期には約180万人、大正末期から昭和初期にかけて約300万人に増加していた。構成員である在郷軍人は、予備役、後備兵役、第一補充兵役、第一国民兵役²⁴であった。

こうした中1910年11月3日、偕行社において帝国在郷軍人会の発会式が挙行された。総裁に就任したのは、陸軍大将の伏見宮貞愛親王殿下であった。会長には陸軍大将寺内正毅、副会長には陸軍中将黒瀬義門が就任した。設立趣意は、「在郷軍人の品位を高めて、地方良民の模範たらしめること。益々軍人精神の鍛練と、軍事知識の増進とを図ること。

22 「陸軍下士兵卒在隊間成績通報規程」(1912年5月29日、陸軍省令第9号)『明治45年 法令全書 法令の部』129頁。(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。なお、同規程は、そのまま改正されることなく、1945年7月28日に廃止された。

23 「陸軍下士兵卒在隊間成績通報ノ件」(『大日記甲輯 明治45年大正元年第1、2類』防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

24 発足時点では、会員とされなかった第二補充兵役は1938年から、第二国民兵役は1942年から会員に編入されるようになった。

会員相互の扶助及び慰籍の方法を講ぜしめること²⁵」の3点であった。

帝国在郷軍人会は、1912年に強制加入制となり、1914年には陸海軍共通の組織へと拡大した。1936年9月勅令第365号により「帝国在郷軍人会令」が制定され、勅令団体としての地位を得た。勅令団体として認められた帝国在郷軍人会は、具体的にどのような活動を実施していたのだろうか。その活動内容は、「遥拝式・奉読式の実施、陸海軍記念日行事の実施、祭典、応召準備、精神・学術・体育の普及、恩典の保持、疾病不幸者の救助、遺族の優遇、葬儀、在営者の家族及び会員遺族の救助、出獄者の保護、予習教育・入退営者の送迎、雑誌普及・会旨徹底、徴兵検査・簡閲点呼の協力、青年団との関係維持、公益事業の帮助・風俗改善、産業の発達協力」など広範囲な分野にまで拡大していた。予備役等の管理において、軍隊と一般社会の間に位置しながら、300万人もの会員を擁する巨大な組織となっていた。

このように巨大化した帝国在郷軍人会は、国民や地方住民の精神・思想形成に監視・干渉・統制したとする指摘もある。その指摘は、帝国在郷軍人会の活動の基盤として、5項目を挙げて論じている²⁶。つまり「帝国軍人会に対して行政上の保護を加えたこと」、「天皇の勅語、内帑金10万円を下賜されたことにより、その権威を増したこと」、「地方と軍隊との関係、国民教育と軍隊教育との関係を密接にしたこと」、「在郷軍人会の分会が徴兵事務に組み込まれたこと」、「自己の後継者づくりとして地方青年団体の指導を重視したこと」などにより、国民生活と軍隊の密接な関係の間に位置することができたと指摘している。「帝国在郷軍人一般の心得」の1項目として、「勅諭の趣旨を奉體し軍人たる精神は寸時も忘るべからず」との規範が示しているものは、在郷軍人の一つの理想像であったのかもしれない。

2 兵役法下の人的戦力整備

(1) 徴兵制度の基本思想

第1次世界大戦を観察した日本陸軍は、徴兵制の在り方について欧州諸国の実情を調査し、種々の検討を実施した。陸軍臨時軍事調査委員会を中心に調査が行われ、『欧州交戦諸国ノ陸軍ニ就テ』（1917年）、『参戦諸国ノ陸軍ニ就テ』（1919年）といった報告書が出された。そこには、「交戦諸国兵力一覧、兵員・損傷・俘虜諸統計表、戦費一覧、列国船

25 帝国在郷軍人会三十年史編纂委員『帝国在郷軍人会三十年史』帝国在郷軍人会本部、1944年、44頁。

26 遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、1994年、535-539頁。

船統計、各種工業力比較など²⁷」が含まれている。さらに、兵員の補充に関する事項が報告され、兵員の補充状況や、国民教育における軍事予備教育の状況なども含まれていた。

大正時代に軍の積極的改革を唱えた陸軍中将佐藤鋼次郎は、「徴兵制の根本は、国家がどのような常備軍を必要としているかによって適切な徴兵令も異なってくる²⁸」と述べている。つまり、「徴兵令」の在り方は、常備軍の在り様に依存するわけである。ところで、常備軍の在り様は、常備軍の戦い方に依存する。その意味で、常備軍の戦い方こそが、徴兵制の在り方を決定すると考えられる。日本陸軍は、常備軍の戦い方をどのように考えていたのだろうか。

第一次世界大戦後、軍の近代化を巡って対立した二大派閥の論争の中に、常備軍の戦い方を探る手がかりを見いだせる。二大派閥の一方は、参謀本部を主体とする「現実路線派」であり、もう一方は、陸軍省を主体とする「近代化路線派」であった。この対立は、田中義一や宇垣一成が推す「近代化路線派」の主張する方向に集約されていき、日本陸軍を総力戦体制の確立に向かわせていくこととなったが、二大派閥の主張は、次のようなものであった。

「現実路線派」の主張は、短期決戦にあった。そのためには、敵が防衛線を準備する前に、敵に決定的打撃を与える必要があった。最優先課題は、「即応性の発揮」とされた。従って、常備兵力は、できるだけ多く保持しておく必要があり、予備兵力も迅速に動員できなければならないとされた。そして、ソ連軍や中国軍との戦争であれば、たとえ日本軍の兵器の質や量が劣勢であっても、精神力などの無形の要素で補うことができると強調された。

「近代化路線派」も同じく短期決戦を目指しながらも、総力戦の観点から、即応性よりも戦時の戦力拡大を図るための「基盤整備」が最優先課題とされた。従って、常備兵力は、敵の第一波の攻撃を防ぐことができる近代化された小規模な軍隊でなければならないとされた。そして、常備兵力が時間を稼いでいる間に、整備した基盤を最大限活用して、予備兵の召集及び戦争資材等の準備を行うものとした。また、平時は経済力の強化とともに、国民の教育が大切である旨が強調された。

このように、両派の主張は、常備兵力の部隊規模・保有装備の点で対立したものの、「短期決戦」を追求する点で原則的には一致していた。このことは、常備軍の戦い方が、中国大陸での短期決戦を基本としていたことを物語っている。ところで、短期決戦に勝

27 加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文館、1996年、169頁。

28 同上、201頁。

利するには、卓越した部隊運用が必要である。卓越した部隊運用を行うためには、素養の高い軍人で編成された軍隊でなければならない。従って、徴兵制の在り方は、素養の高い軍人の育成を図るために、精兵少数主義とならざるを得ない。

「兵役法」の審議過程で「速戦即決を必要とする関係上、単なる多兵よりも寧ろ精兵を主義とするものなり」と、日本の徴兵制が大衆軍隊よりも精兵少数軍隊を志向していることを示している。また、1919年、陸軍大学校長の宇垣一成陸軍少将は、大衆軍隊の考え方について、次のように語っている。「世人往々にして、英米の戦時急造の功績のみを謳歌して仏軍の精兵が堅忍持久して戦備完整の余裕を与へ、其他教育練成に戦闘行動の指導に援助に仏軍のつくしたる努力多きを承知するもの少なきは、所謂粗兵多数主義を唱導するものを生ずる原因なり²⁹。」

要するに、日本の徴兵制度の基本思想は、少数の現役兵を採用し、2年から3年間の教育で精兵を育て上げる「精兵少数主義」にあった³⁰。こうすれば、財政的な負担は軽く済み、さらに予備役等の期間を長くすれば、有事の際にも十分な数の動員が可能になるわけである。では、日本軍は人的予備戦力をどのように確保しようと考えていたのだろうか。

(2) 人的予備戦力確保の考え方

日本陸軍がどのように人的予備戦力を確保しようとしていたのかを、「兵」と「武官」について述べる。日本軍の階級構造は、「兵」と「武官」から構成される。武官は、士官(将校)と下士官に区分される。軍隊における階級構造において、人員の比率はピラミッド式になっており、「兵」の数が最も多かった。「兵」「下士官」「士官」の順に、人的予備戦力確保の基本的な考え方を述べる。

「兵」の人的予備戦力確保の考え方は、単純に言えば「現役兵の採用数」を増やして「服役年限の長さ」を長くすれば、人的予備戦力は増加するといったものである。現役を終えると、自動的に予備役(服役年限5年4月)を経て、後備兵役(服役年限10年)に移行し、兵役義務終了年齢(40才)まで召集される。日本軍の徴兵制の基本思想は精兵少数主義であったため、毎年の「現役兵の採用数」は、ほぼ一定となり、兵の予備戦力を確保しようとするれば、「服役年限」を延長せざるを得ないといった制約があった。

次に「下士官」の場合であるが、現役として入営中に上等兵となり、その中で特に優秀な者を選定し、除隊時に下士官適任証を交付し、予備下士官として指定した。下士官

29 加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文館、1996年、179頁。

30 戸部『逆説の軍隊』48頁。

の予備人員を確保しようとするれば、下士官適任証を持つ予備役・後備兵役を多く確保する必要があった。下士官の予備戦力確保の考え方は、兵の場合の「服役年限の延長」と同じであったといえる。

陸軍は、次の者を予備役下士官に任じた³¹。

- 「・乙種幹部候補生の中で、下士官に適すると認められた者。
- ・甲種幹部候補生で、終末試験に合格したが、将校詮衡会議で可決されなかった者。終末試験で合格しなかった者の中で、下士官に適すと認められた者。
 - ・派遣将校の行う飛行機操縦術の検定に合格し、または、飛行機操縦士免状を有する年齢 25 才未満の者で、予備役下士官を志願し下士官に適すと認めた者。
 - ・予備役の上等兵で、平時、部隊に勤務し、その成績優秀なる者。
 - ・予備役にある幹部候補生で、予備役将校に任じられなかった者の中で、下士官に適すと認めた者。
 - ・操縦候補生で、将校詮衡会議で可決されなかった者の中で、下士官に適すと認めた者。」

最後に「士官」の場合であるが、停年で現役・予備役を終えた士官が、自動的に後備兵役に移行し、退役まで兵役に就くことになっていた。後備兵役から退役までの期間は、5～6 年であった。士官が現役から予備役に入る時期は、軍縮のときや本人の病気などの特別の事情がある場合を除き、通常は佐官になってから³²であり、士官の中では、尉官クラスの予備員の数が少ないのが実情であった。つまり予備士官の階級は、軍隊におけるピラミッド構造が形成できていない状態であった。

表 2 は、陸軍士官学校・海軍兵学校における、1919 年から支那事変直前の 1936 年までの各期卒業生の数を示したものである。1922 年の山梨軍縮及び 1925 年の宇垣軍縮³³の影響を受け、両校の卒業生数が減少している時期がある。軍縮以後の卒業生数は、ほぼ一定であり、増加していないことが分かる。では、日本軍は、士官の人的予備戦力をどのように確保しようとしたのだろうか。

31 浦田耕作『誰も書かなかった日本陸軍』PHP 研究所、2003 年、192 頁。

32 熊谷光久『日本軍の人的制度と問題点の研究』国書刊行会、1994 年、272 頁。

33 陸軍軍備整理は、第 1 次 (1922 年)、第 2 次 (1923 年)、第 3 次 (1925 年) に実施された。当時の陸軍大臣の名前をとり、第 1、2 次の整理は山梨軍縮、第 3 次の整理は宇垣軍縮と呼ばれる。

表2 陸軍士官学校・海軍兵学校の各期卒業生数の変遷 (単位：人)

年	1919	1921	1923	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1932	1934	1936
陸士	489	437	315	302	340	294	225	239	218	315	338	388
海兵	115	176	255	62	68	120	111	122	113	127	125	124

(出所) 熊谷光久『日本軍の人的制度と問題点の研究』国書刊行会、1994年、268-271頁より筆者作成。

表3 中等教育以上の男子卒業生数の変遷 (単位：人)

統計年	後期高等教育 (大学・大学院)	前期高等教育 (高師・高校・ 専門学校等)	中等教育 (師範・中学・ 実業等)
1903年末まで	689	3,860	25,507
1912年末まで	1,308	6,979	42,470
1920年末まで	2,873	14,573	60,566
1926年末まで	7,309	20,180	110,566
1930年末まで	11,110	27,644	157,427
1937年3月末まで	12,163	34,073	179,802

(出所) 熊谷『日本軍の人的制度と問題点の研究』116頁。

陸軍についていえば、「一年志願兵制度」を発展的に廃止し、1933年の「陸軍補充令」で新設された「幹部候補生制度」をもって予備役士官の確保を図っている。中等学校以上の学校教員の検定合格者として「入営」した現役兵の中で、試験に合格した優秀者に、幹部候補生の資格が与えられた。表3は、幹部候補生となり得る中等教育以上の男子卒業生数の変遷をまとめたものであるが、高学歴者数の増加が確認できる。

退役将官も例外ではなく、現役定限年齢（大将65才、中将62才、少将58才³⁴）を満了した年から起算して6年目の3月までの期間、後備兵役に服する義務があった。日本軍は、退役将官をもって将官定員を充足した。支那事変勃発時の例として、退役中将（元師団長）が、特設師団長に就任している。このことは、後備兵役にある限り、必要に応じ予備役将官も召集されたことを示している。

34 「陸軍軍人服役令」（1911年、勅令第285号）、「陸軍武官服役令」（1927年11月30日、勅令第332号）及び「海軍武官服役令」（同年11月30日、勅令第333号）による。

(3) 予備役等に対する教育訓練

次に、予備役等に対する教育訓練はどのように実施されていたのだろうか。陸軍における教育訓練は、各種学校と部隊における教育訓練に区分される。部隊における教育訓練を定めていたのは、「軍隊教育令³⁵」である。1913 年 2 月 6 日に制定されたおり、「軍隊内務書、歩兵操典とともに、日露戦争後の陸軍部隊の教育、就中精神教育の体系を形成したものである³⁶」といわれている。軍隊教育令の綱領は、堅確な軍人精神の養成、厳粛な軍紀の確立、上下の団結、訓練の周到などを強調、とくに将校の役割を重視していた³⁷。その後、数回の改正を重ねているが、ここでは 1927 年 12 月に改正された「軍隊教育令」を見てみる。

予備役等に関係する項目は、予備兵、後備兵に対する「勤務演習教育」と、補充兵に対する「補充兵教育」が規定されている。それぞれ、教育の目的が掲げられ、附表として「復習教育課目表」と「補充兵教育課目表」が添付されている。添付された課目表は、実施すべき教育の項目を列挙したものであり、細部にわたり詳しく書かれたものではない。

「軍隊教育令」の第 13 章「勤務演習教育」にはその要旨として、「有事の日国軍の大部を組成するものは即ち在郷軍人にして其精粗強弱は実に軍の戦闘力に至大の関係を有す」と規定され、最後に「特に軍人精神の涵養軍紀の振作に努むるを要す」とされている。第 12 章「補充兵教育」には、「補充兵教育の目的は特に軍人精神を涵養し一般教育を受くたる兵卒に伍して戦闘及戦時の諸勤務に従事し得るの技能を養成するに在り」と掲げられている。「軍隊教育令」で、強調されているのは「勤務演習教育」も「補充兵教育」も、基本的には「軍人精神の涵養」が中核となっていることが読み取れる。

次に、「勤務演習教育」と「補充兵教育」に関する規定では、実施する回数、標準年次、日数が決められており、表 4 に示すとおりである。被教育者の階級、兵種等に応じ、具体的に定められていた。予備兵、後備兵は、1 年に 1 回、合計 5 回以内の割合で参加する義務があった。1 回の日数は、陸軍の場合は 35 日以内、海軍の場合は 70 日以内と定められており、日数は必要に応じ、50 日以内の延長が可能であった。その場合には、参加回数を 1 回減ずるものとされた。表 4 に示す標準年次は、予備役または後備兵役になった翌年から計算して何年目に実施するのかを示す。

35 「軍隊教育令」(1927 年 12 月 22 日、軍令陸第 5 号) (「大日記甲輯 昭和 3 年」防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

36 百瀬孝『事典 昭和戦前期の日本』吉川弘文館、1990 年、331 頁。

37 秦『日本陸海軍総合事典』725 頁。

表4 勤務演習の召集回数、標準年次及び日数

種 類		回数	標準年次	日数
各兵科佐官（幹部候補生出身者を除く）	予備役	2回	第4年	21日
	後備役		第2年	
幹部候補生出身の士官	予備役	3回	第2、5、9年	
各部士官（幹部候補生出身者を除く）	予備役	2回	第4年	
	後備役		第2年	
各兵科特務曹長	予備役	2回	第4年	
	後備役		第2年	
各兵科下士（幹部候補生出身者を除く）	予備役	2回	第3年	
	後備役		第2年	
幹部候補生出身の下士	予備役	3回	第2、5年	
	後備役		第2年	
各部准士官下士（幹部候補生出身の下士を除く）	予備役	2回	第4年	14日
	後備役		第2年	
各兵科兵卒（輜重輪卒を除く）		2回	第4、10年	21日
看護卒及び磨工卒			第4年	
補助看護卒				第10年
各兵第一補充兵		1回	第6年	21日
			第4年	

（出所）「陸軍召集規則」（1927年11月30日、陸軍省令第25号）第96条、附表第1。

表4から、演習回数と日数について、回数は少なく、期間が短い、いずれも「兵役法」で決められた範囲内である。兵卒は満期除隊してから4年目（26才）と10年目（32才）の2回、各21日の訓練があるのみであった。一方、現役の士官及び下士官としての勤務経験者は2回、幹部候補生出身の士官及び下士官、つまり未経験者でも3回にすぎない。第一補充兵は、補充兵教育終了後4年目に1回の訓練だけである。

次に、補充兵教育であるが、第一補充兵は、120日以内の補充教育を受けることが義務付けられていた。この教育を修了した補充兵は、予備役同様に、勤務演習に参加する

義務があった。しかし、教育召集の対象者は第一補充兵のみであり、第二補充兵は除外されていた。人的戦力の対象者は、現役兵、予備兵、後備兵及び第一補充兵であった。また、120日という短い教育期間であったため、教育目標も現役兵に対するものに比べて低く、当然ながら教育終了後の練度も現役兵より低かった。

簡閲点呼は、「陸軍召集規則」に基づき、予備役の種類・階級によって、1～2年おきに4～5回の参加が義務付けられていた。「簡閲点呼執行規則」(昭和3年陸達第17号³⁸)によれば、簡閲点呼は「国家有事の際に処する在郷軍人の用意如何を点検査閲し、所要の教導を為すを主眼として執行する」ものであった。簡閲点呼における実施事項は、参会者の呼名点検(役種、官等級、氏名の確認と姿勢、態度等の観察、注意)、勅諭、勅語の奉読、講演、学科と術科に関する試験と、講評を含めた訓示であり、一種の行事のような様相であった。

このように勤務演習、補充兵教育及び簡閲点呼により、予備役等の役種区分に応じた教育訓練が実施されていたのは事実であるが、その回数や日数が極めて少なかったという実態も見逃せない。「軍隊教育令」の改正は、1927年の改正後は、1934年、1940年に実施されているが、規定されている訓練内容は、基本的なものであり、戦術の変化等に呼応したものではない。予備役等に対する教育の根底にあったのは、軍人精神の涵養であった。

(4) 軍事教練の拡大

軍は、大正末期から昭和初期にかけて、人的戦力の「量」と「質」を確保するために、軍隊における教育訓練のみならず、国民生活にも密接に関係する部分で、軍事教練を実施する手法を取り入れていった。少しだけ時代をさかのぼって整理してみる。日露戦争後、平時50個師団の兵力保有を目標に掲げた陸軍は、1905年から1907年にかけて常設師団の数を13個から19個に増やした。このような師団数の増加は、19個師団分の壮丁を3年間の兵役³⁹に拘束することに他ならず、農家の労働力確保の観点からも、また急速に発展しつつあった日本産業界の労働力確保の観点からも社会問題となっていた。その結果、世に湧き出たのが、現役期間短縮の要求であった。

こうした世論の声に押され、1907年、陸軍は師団数を増やすことと引き換えに、現役

38 「簡閲点呼執行規則」(1928年、陸達第17号)(「現行兵事法令集3 召集之部」防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

39 「徴兵令」によれば、1904年の現役兵の服役年限は、陸軍3年、海軍4年であった。1927年「兵役法」が制定された時点で、陸軍2年、海軍3年となった。

兵の大部分を占める歩兵の服役期間を、3年から「2年在営・1年帰休制」に短縮した⁴⁰。その代償として陸軍は、毎年入営する現役兵の増加を認められた。日露戦争開戦前の1903年に現役兵は5万5,980人であったが、「2年在営・1年帰休制」実施後の1912年の現役兵は10万3,784人であった。つまり、服役年限が短縮される一方で、採用枠が拡大され、結果的に現役兵の数は1.9倍に増加していた。しかし、現役兵の服役年限が1年間短縮されたことは、精兵少数主義を徴兵制の基本思想とする日本軍にとっては頭の痛い問題であった。在営期間の短縮は、教育時間の減少となり、兵の練度を低下させたからであった。その結果として、減少した教育時間を補う意味で、入営前の事前教育の必要性が叫ばれるようになった。つまり、軍隊で教育を受ける前に、学校等において事前の軍事教育を行うことが検討されたのである。現役兵、予備兵になる以前に、少しでも軍事教育を施そうと考えた結果である。教育を担当していた文部省と陸軍省の間では「教練に関する陸軍、文部両省協議覚書⁴¹」と題する文書を交換し、教育の目的、実施の範囲、教育担任者、教育課程、教育の時数などに関する意思統一を図っていた⁴²。

このようにして、陸軍は入営前の者に対しても軍事教練の範囲を拡大し、文部省や市町村長、在郷軍人会等と連携し、人的戦力の「量」と「質」を確保しようとしていたのである。その事例は、以下のとおりであった。

第一に1925年の「陸軍現役将校学校配属令」に基づく学校教練の実施である。学校教練とは、現役の陸軍将校が、中等学校以上の学生・生徒に執銃中隊教練及び実弾射撃訓練（大学生には軍事講話だけ）を行う軍事教練である。学校教練の被教育者は、年に1回、陸軍大臣の任命した教練査閲官による査閲を受ける義務があった。配属将校の行う教練を修了し、この検定に合格することが、幹部候補生の有資格者となる条件であった。また、この教練に合格さえすれば、徴集された場合の在営期間が2年から1年に短縮された。

第二に、1926年の「青年訓練所令」に基づく青年訓練所の開設である。開設目的は、「青年の心身を鍛錬して国民たる資質を向上せしむる」にあるとされた。青年訓練所は、小学校を卒業した青少年が通う実業補習学校より上に位置付けられ、満16才から20才までの青年を対象とする社会人教育機関であった。そこでの4年間の教育内容は800時間であった。内訳は軍事教練400時間、学科400時間（修身公民100時間、普通学科200

40 1907年10月26日の徴兵事務条例の改正による。

41 「教練ニ関スル陸軍、文部両省協議覚書ノ件」（「大日記甲輯 大正14年」防衛研究所戦史研究センター所蔵）。

42 遠藤『近代日本軍隊教育史研究』625-626頁。

時間、職業科100時間)と定められていた⁴³。この時間配分からも分かるように、青年訓練所においては、軍事教練が重視されていた。修了した者には兵役短縮の特典が与えられていた⁴⁴。1935年には、実業補習学校と青年訓練所とを統合して、勤労青少年に対する統一的な教育機関としての青年学校制度が確立された。青年学校の義務制実施は、1939年4月26日に公布された。1939年度普通科男子第1学年から年を追って1学年ずつ実施、1945年本科5年の義務制によって完了した⁴⁵。

第三に、在郷軍人会の活用である。この場合の在郷軍人とは、予備役・後備兵役の将校・下士・兵並びに帰休兵・陸軍の補充兵の総称を意味する。これら応召義務者を主体とする団体が、帝国在郷軍人会であった。青年訓練・学校教練が入営前の男子青年の軍事的素養を高める仕組みであるならば、在郷軍人会は入営後の青壮年男子の軍事的素養を維持する組織であった⁴⁶。しかし、入営前の事前教育に在郷軍人会は活用されていた。それは、青年訓練所の教練指導の分野である。1925年の規約改正で、「青年訓練所の訓練を補助し」という一句が加えられている。この規約改正により、在郷軍人会は、訓練課目中の「教練」の担当を請け負うことになったのである。このような在郷軍人会の活用には、国民の間に軍に対する理解を広め、国防知識を普及させようとする日本軍の狙いが含まれていたのである。

3 支那事変に伴う人的戦力整備の変更

(1) 戦時編制の仕組み

平時に設置されている師団(常設師団)は、現役兵だけで構成されている。しかし、戦時になると、予備役等が召集され、戦時編制に移行した。さらに常設師団の他に、特設師団が編制される仕組みになっており、特設師団は毎年定める年度陸軍動員計画令により、師団(常設師団)自体の動員計画の他に、別に1個野戦師団を動員するように計画されていた⁴⁷。

支那事変が勃発する前年の1936年における陸軍の動員計画では、17個の常設師団⁴⁸と

43 藤井忠俊『在郷軍人会——良兵良民から赤紙・玉碎へ』岩波書店、2009年、188頁。

44 青年訓練所で軍事教練を受けた者は、在営期間が2年から1年半に短縮された。

45 文部省編『学制百年史』ぎょうせい、1972年、613-614頁。

46 1910年に組織された在郷軍人会の目的は、現役を退いた後も、彼等の練度、つまり兵士としての能力と意識を一定レベルに保つことにあった。戸部『逆説の軍隊』188頁。

47 防衛庁防衛研修所戦史部『戦史叢書 陸海軍年表 付兵語・用語の解説』朝雲新聞社、1980年、374頁。

48 常設師団の中で、近衛、第5、第7、第19、第20の5個師団には、特設師団の動員計画はなかった。

12 個の特設師団、総兵力 148 万人の動員が計画されていた⁴⁹。支那事変の初期には、5 個の常設師団と、予備役中将を師団長とする 6 個の特設師団（第 13、第 18、第 101、第 108、第 109、第 114 師団）が編制され、上海正面に投入されていた⁵⁰。

では、戦時編制された師団における兵の役種は、どのような人員の比率になっていたのだろうか。図 2 及び図 3 は、支那事変当時の常設師団、特設師団の兵の役種区分の比率を示したものである。支那事変勃発から 1 年後の 1938 年 8 月、陸軍省は、動員部隊の兵の役種区分調査を行った⁵¹。調査結果は常設師団の場合、現役兵 29%、予備兵 42%、後備兵 17%、補充兵 12%であった。一方、特設師団の場合、現役兵 4%、予備兵 15%、後備兵 66%、補充兵 15%であった。常設師団と特設師団を併せて計算した場合の比率は、現役兵 17%、予備兵 28%、後備兵 42%、補充兵 13%であった⁵²。ただし、この割合は常設師団 5 個、特設師団 5 個、合計 10 個の師団を抽出して集計した調査結果であり、その他の部隊も含めた調査結果は、現役兵 11%、予備兵 23%、後備兵 45%、補充兵 21%であった⁵³。

常設師団に限っていても、現役兵と予備兵等（現役兵以外の合計）の割合は 3 : 7 であり、戦時編制の兵の基幹要員が予備役等であったことが分かる。このことは、日本

図 2 常設師団の役種区分の比率

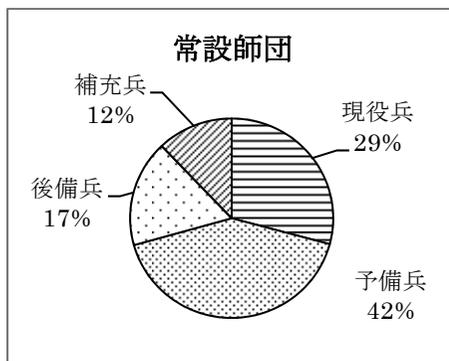
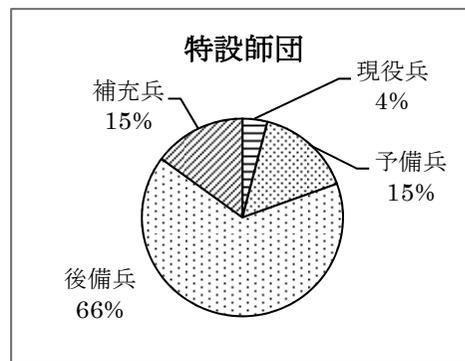


図 3 特設師団の役種区分の比率



(出所) 「動員部隊ニ属スル兵ノ役種区分調査ノ件」(「昭和 14 年陸支受大日記 (密)」) より筆者作成。

49 「昭和 11 年度陸軍動員計画人馬総数一覧表」(「昭和 11 年 陸機密大日記」防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

50 『戦史叢書 陸軍軍戦備』172-176、195 頁。

51 「動員部隊ニ属スル兵ノ役種区分調査ノ件」(「昭和 14 年 陸支受大日記 (密)」防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

52 藤原彰『南京の日本軍』大月書店、1997 年、85-87 頁。

53 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 支那事変陸軍作戦<3>昭和 16 年 12 月まで』朝雲新聞社、1975 年、149 頁。

軍の人的戦力が、予備役等の戦力に依存していたことを物語っている。その意味で、予備役等の能力が、日本軍の戦力を担っていたといえる。

(2) 予備役投入の実態

支那事変が勃発する前年 1936 年に関し少し触れておきたい。この年には、二・二六事件も発生しており、日本軍の流れに大きな変化があったといえよう。6 月 3 日には「帝国国防方針、帝国国防に要する兵力、帝国軍の用兵綱領」の第 3 次改定が行われた。想定される敵国は「米国、露国を目標とし、併せて支那、英国⁵⁴」とされた。陸軍は軍備の改変に着手し、平時編制の全面改正を行うとともに、5 ケ年計画で人的戦力を整備すること、6 ケ年計画で作戦資材を追加整備する計画をたてていた⁵⁵。12 月 3 日「昭和十二年以降軍備充実に関する件」として、「軍備充実計画の大綱」が通知された⁵⁶。大正末期軍備整理以来、幹部の士気の沈滞などを経て、この軍備充実計画で採りあげられた事項は、近代化しつつあった装備への対応もあったが、「重要で困難な問題は、優秀な幹部の養成確保⁵⁷」であった。このような時代を背景とし、1937 年に勃発した支那事変により、陸軍は予想外の大量の動員を実施することとなったのである。

「昭和 12 年度対支作戦計画」において、対ソ戦を重視し、対支作戦を努めて避けるべきものと考えていたが、中国側の軍備改善充実も無視できなかった。そのため、支那方面に展開する兵力を合計 14 個師団（北支：10 個、中支：3 個、南支：1 個師団）として計画していた。当初、事変発生直後の陸軍の方針は、「満州国の建設と対ソ軍備を完成して国防の安固を期すべきときである。支那に手を出してこの大方針を支離滅裂にすべきでない⁵⁸」として、事変不拡大の方針を決定していた。

ところが実際には、事変不拡大は、瞬く間に事変早期終結方針に変更され、事変発生後の 1 年後までの状況は、1938 年中の動員兵力は約 23 万となり、事変発生以来の動員兵力は、累計約 73 万に達していた⁵⁹。当時の陸軍の配備状況は、保有する 34 個師団のうち、24 個師団を中国方面（北支：8 個、中支：13 個、南支 3 個師団）の戦場に派遣していた。その結果、陸軍は対ソ連戦用の戦力として、満州に 8 個師団、朝鮮に 1 個師団を配置し、内地にはわずかに 1 個師団を残すのみの状態となっていた。

54 『戦史叢書 陸軍軍戦備』132-133 頁。

55 同上、144 頁。

56 同上、148 頁。

57 同上、152 頁。

58 同上、170 頁。

59 同上、232 頁。

このように事変発生後から、予備役・後備兵役が大量に召集されることとなった。日本国民は、日清・日露戦争を経験し、第一次世界大戦の戦況を見聞し、さらにシベリア出兵を経験しており、召集兵が戦地へ赴くことは、制度上として誰もが予測できていたはずであったが、実際には「召集された人々や家族はもちろん、軍当局も本当の意味では心の準備すらできていなかった⁶⁰」のである。

支那事変発生後の1937年7月から12月の期間に、動員令（第1号～第13号）が下令された。動員令第4号（8月24日）では特設師団の動員も行われるようになった。この時期に行われた予備役投入の実態について、特設師団であった第101師団（9月1日の動員令第5号）及び第114師団（10月2日の動員令第9号）を例として挙げ、その状況を振り返る。

まず、第101師団を取り上げる。1937年9月1日、留守第1師団の担当で編成されたのが、第101師団であった。第101師団は、予備役・後備兵役の召集兵で編成された部隊であり、しかも激戦地に投入されて多くの美談や武勇伝を生み、さらに日本における政治のみならず経済・文化の中心地でもある首都東京を根拠地とした部隊であったため、活字、電波、映像、舞台といった媒体の報道や表現の素材となることが比較的多かった⁶¹。

1937年9月1日、第5次動員として、第101師団、独立工兵第11連隊、野戦高射砲隊等に対する動員が下令された。第101師団は、動員の時点ではどの方面に送られるか決まっていなかったが、9月11日には上海への派遣命令が下され⁶²、9月18日に神戸を出港した。こうして第101師団は軍旗親授から14日目（9月22日）に上海に到着した。戦闘開始は9月28日であった。除隊から年月を経て、一般市民となっていた予備役・後備兵役の兵士たちの手元に召集令状が届いたのはこの月の初めのことであったから、彼らは1カ月も経たぬうちに平和な日常生活から最前線に送り込まれたのである。

このように予備役・後備兵役の動員が行われたのは、日露戦争以来で、その経験がある兵は皆無であった⁶³。上陸した上海の地形は、良好な道路は少なく、水濠（クレーク）が縦横に連なり、軍隊の行動は困難⁶⁴といった状況であった。上海における戦闘に関して参謀本部の部員が視察報告を残しているが、その中で常設師団、特設師団に関する事項を取り上げ、「常設師団の戦闘力は予想以上に強大である。特設師団は運用によっては

60 古川隆久、鈴木淳、劉傑編『第百一師団長日誌——伊東政喜中将の日中戦争』中央公論新社、2007年、586頁。

61 同上、9頁。

62 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 支那事変陸軍作戦<1>』朝雲新聞社、1975年、298頁。

63 古川他編『第百一師団長日誌』85頁。

64 『戦史叢書 支那事変陸軍作戦<1>』277頁。

さらに戦力を発揮できるのではないかと思われる⁶⁵」と評している。11月中旬以降は、第101師団は苦戦を強いられたため、損害が多く戦力が極端に低下しており、南京攻略戦には使用されず、上海及び後方要地の警備に当たった⁶⁶。

次に、第114師団は1937年10月12日、宇都宮留守第14師団の担当で新設された部隊である。第114師団は、予備役・後備兵役の応召者が大部分を占めており、装備も現役師団に比べて甚だ劣っていた⁶⁷。第114師団は、10月20日には第10軍に編入され、上海方面への派出が決定された。第10軍が上海から南京に敵を追撃する中、第114師団の行動地域は、湖州、長興、溧陽を経て南京へと移り、支那事変は泥沼化していった。

本来、特設師団は後方警備に充てる部隊と考えられていたが、当時は、常設師団を対ソ戦のため、なるべく控置する方針⁶⁸であったため、特設師団が先に動員され、最前線に派遣されることになった。予備役等が主体となって編制された特設師団で、重大な問題点が噴出した。

(3) 人的戦力整備上の問題点

特設師団を構成した予備兵、後備兵に対する評価は、部隊全般としては「装備も悪く訓練もされていないのによく戦った」といわれる反面、「心細かった」とも評されている⁶⁹。現役兵から見れば「新しく来た連中はなにも知らない。忽ち足をとられ、泥水の中へのめり込み、いい親父さんが、服どころか銃まで泥まみれで、泣き出しそうな顔をしている。予備兵だけに気の毒な気もした⁷⁰」という風に、同情心さえ誘うような状況であった。

当時実施されていた軍備充実計画の中では、非常に難しい問題として優秀な士官の養成確保が取り上げられていたが、支那事変勃発に伴い噴出した問題点も同様な内容であった。つまり、士官の不足が大きな問題点だった。なかでも小隊長や、中隊長クラスの士官が不足していたのである。常設師団においてさえ、小隊長や中隊長が不足しており、特設師団に全く充当されないという事態が発生していた。従って、ほとんどが予備役士官を充てることになったのである。しかし予備役士官があまりにも老齢であり、部隊における実状は特設師団の中隊長の中には、58才もの老齢者がおり、小隊長の大部分

65 『戦史叢書 支那事変陸軍作戦<1>』382頁。

66 同上、404頁。

67 南京戦史編集委員会編『南京戦史』偕行社、1989年、119頁。

68 『戦史叢書 支那事変陸軍作戦<1>』288頁。

69 畠山清行『東京兵団 II戦機篇』光風社、1963年、189頁。

70 同上、189-190頁。

は大正時代の1年志願兵出身で、せめて大隊の4人の中隊長のうち1人、12人の小隊長のうちの1人くらいは、現役を配当してくれという悲痛な訴えがあった⁷¹。

ここに、師団編成に対して提出された意見が残されている。第114師団司令部が作成した報告書「実戦ノ経験ニ基ク 師団編成ノ意見⁷²」である。その要旨には「特設師団の編制装備は常設師団と略近似せしめ差異なからしむるを要す」とし、その理由について「特設師団の編制装備が『甲』師団に次くへきは国軍の財政上蓋し已むを得ざる所なりと雖之か差異を著しくするは単に兵力を整備したるに止まり戦闘力を著しく低下し反つて作戦上に及ぼす悪影響大なるものあるへし 本次作戦に於ても編制装備の劣等なるは一兵に至る迄之を口にして甚しきは之を理由として突撃敢行を躊躇する部隊さへあるやに仄聞す」と述べている。歩兵連隊に対しては、「中隊長は少くも予備役⁷³大尉及現役中尉以上を以て充足するを要す。今次召集の中隊長の大部は所謂在郷の名士なるも軍事経験浅く指揮統御の遺憾の点多し⁷⁴」と、予備役が中隊の指揮官に就いた場合の指揮、統御面での不満を述べている。そして中隊に現役准士官、下士官を若干名充当することを要望している。

このような士官不足の原因には、先に述べたとおり予備役士官の階級構成が主に佐官を中心としたものであり、予備役士官に尉官クラスの者が少なかったことが挙げられる。さらに、大正軍縮期に採用人数が減少した陸軍士官学校の卒業生が、支那事変の時期に大尉クラスとなっており、部隊の中核となる現役指揮官の数自体が少なかったことも原因として挙げられる。

次に大きな問題として認識されたのは、支那事変に派遣した部隊の士気低下、軍紀の弛緩、不法（非違）行為の多発であった。大本営陸軍部研究班が作成した「支那事変に於ける犯罪非違より観たる軍紀風紀の実相並に之が振肅対策⁷⁵」という史料が残されている。その史料は、1940年11月に作成されたもので、軍隊教育に資する目的をもって、支那事変で発生した犯罪（非違行為）を軍紀風紀の実相として分析し、その振肅対策を研究したものであり、陸軍の学校や部隊に配布されたものである。大本営陸軍部研究班

71 藤原『南京の日本軍』92-94頁。

72 「実戦ノ経験ニ基ク 師団編成ノ意見（114師団司令部）」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）4頁。

73 「予備役」の誤記と思われる。

74 「実戦ノ経験ニ基ク 師団編成ノ意見」8頁。

75 「支那事変の経験に基づく無形戦力軍紀風紀関係資料（案）昭和十五年十一月」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）。本史料は、大本営陸軍部研究班が作成したものである。「内容に推敲の余地あるも参考の為配布す」としており（案）という文字が付されているが、犯罪件数等は当時の実情を示す数字であり陸軍部が把握していた数字である。この史料は第1号～6号に区分されており、第1号は「支那事変に於ける犯罪非違より観たる軍紀風紀の実相並に之が振肅対策」である。第2号は後述する。

が分析した「役種別と犯罪の性質」と題した部分を要約すれば、次のようになる。

「後備役は重大犯罪には必ず 1 位を占める。彼らは年長を誇り下剋上の気風を抱懐して対上官犯を取えて為す」

「予備役は後備役について犯罪が多発しているが、その比率は後備役に比べ少ない。予備役は全軍の核心たるべきものにして大いに関心を要する」

「補充兵役は軍中逃亡が多発している。補充兵なりとの根本的気力の衰退から戦場において恐怖心を生起し、また戦争忌避の結果逃亡を取行するものが多い」

といった分析結果であった。

さらに、陸軍省軍務局軍事課長田中新一大佐は、「軍紀肅正問題」と題して「軍紀頹廢の根元は、召集兵にある。高年次召集者にある。召集の憲兵下士官などに唾棄すべき知能犯的軍紀破壊行為がある。現地依存の給養上の措置が誤って軍紀破壊の第一歩ともなる⁷⁶」という所見を残している。

支那事変勃発直後の時期に、軍隊内の規律の維持に関し「軍紀の消長」としてまとめられた史料⁷⁷には、動員によって召集された予備役等が部隊の一員として編成された部隊が抱えていた問題点が残されている。参謀本部では、予備役等のことを「久しく軍事より離れたる応召者多く」、「未教育のもの又少なからず」、「老齢者もあり」、「幹部中指揮能力著しく低きもの多く」と認識し、犯罪数も多く「対上官犯は相当に頻発」、「酒色に因る犯罪、略奪強姦等の対住民犯罪相当に頻発」と認識していたことが分かる。

以上をまとめると、支那事変において予備役等を大量動員した結果、噴出した問題点として、部隊の中核をなす小隊長、中隊長などの初級士官が不足したこと。そして予備役等の軍紀が弛緩したことが挙げられる。ごく一般的に考えれば、予備役等の占める割合が多い部隊は、現役兵の多い部隊に比較して戦力が低いのは、当然のことも思われる。しかし実際に支那事変において予備役等を大量に動員した結果は、予備役制度を築きあげてきた陸軍にとっても、予想外の結果であった。陸軍を中心に、予備役等の「量」と「質」を確保し人的戦力を確保するための緊急の対策を採用することとなった。

76 笠原十九司『南京事件』岩波書店、1997年、62-63頁。

77 大江志乃夫監修・解説『支那事変大東亜戦争間動員概史』不二出版、1988年。『動員概史』を執筆した個人名の記載はないが、参謀本部の編制動員課動員班に所属した参謀の1人であることは確かである。戦史編さん事業に資するため匿名で書いた草稿であり、未定稿に属するものであるが叙述は客観的で、貴重な資料とされている。

4 人的戦力確保の対策

(1) 「量」の確保対策

支那事変をきっかけとし、長期戦に突入せざるを得なくなった陸軍は、人的戦力整備の方針を大きく変化せざるを得なかった。すでに陸軍には動員に対処する余力は減少し、師団を改変、新設することは困難な状況であった。当時実施していた軍備充実計画では、「3 単位制師団を新設する計画であり、その時期を 1939 年 4 月に予定⁷⁸」しており、「各歩兵旅団を 2 個歩兵連隊で構成するいわゆる 4 単位師団」の師団編成を、「歩兵旅団を廃し、1 人の歩兵団長の下に 3 個歩兵連隊を配する 3 単位師団⁷⁹」に変更する計画であった。その意図は、指揮機構を軽快にするとともに、人員の有効的な削減⁸⁰を図ろうとするものであった。

この変革時期に、支那事変が発生したため、陸軍は人的戦力を確保するために様々な方策を採用した。まず「量」を確保する一つの試みとして、徴集率を高めることとした。その状況は表 5 のとおりで、1933 年から 1941 年までの現役徴集率の変遷をまとめている。1933 年に 20% であった現役徴集率は、支那事変が発生した後の 1938 年には 47% に上昇していることが分かる。1933 年 20% であった現役徴集率が、1941 年には約 3 倍近くまで増加した。人的戦力の「量」確保の第一歩として、現役採用枠を大きくする手法は、手っ取り早い方法であった。

次に、陸軍が採った手段は、第 2 補充兵役にある者を活用することであった。当時、現役、第 1 補充兵役と兵不適格者以外は、すべて第 2 補充兵役に編入されていた。この第 2 補充兵役は、住居や身上の掌握は実施されておらず、教育召集も受けていなかった。そこで、陸軍は 1938 年 8 月、「兵役法施行規則」を改正し、「第 2 補充兵に対しても在郷間の住居その他身上の変動につき第 1 補充兵に準じ各種の届け出をさしめる⁸¹」こととした。この改正に伴い、「第二補充兵役の者も軍に把握されることになり、帝国在郷軍人会に入会させること⁸²」となり、結果的には、第二補充兵役が動員の対象になったのである。

78 『戦史叢書 陸軍軍戦備』233 頁。

79 秦『日本陸海軍総合事典』736 頁。

80 各師団の保有する火砲、車両等により各種の編制があったが、一例として、1941 年の時点における第 18 師団（4 単位師団）は人員が 21,710 人、第 16 師団（3 単位師団）は人員が 14,640 人配置されており、両者を比較すると人員は約 7,070 人の減少（約 67%）となっていた。

81 同上、217 頁。

82 百瀬『昭和戦前期の日本』270 頁。

表5 現役徴集率の変遷(単位:1,000人)

年	陸 軍			海 軍		現役徴集 徴兵計	徴兵検 査受験 人員	現役 徴集 率
	現役 徴集	召集	召集 解除	現役 徴兵	現役 志願兵			
1933	114.2	-	-	12.6	7.5	126.8	631	20%
1937	170	470	150	17	9	187	742	25%
1938	320	470	290	18	11	338	720	47%
1939	340	544	450	24	12	364	729	50%
1940	320	520	500	32	16	352	703	50%
1941	330	630	570	56	28	386	714	54%

(出所) 大江志乃夫『徴兵制』、岩波書店、1981年、145頁より筆者作成。なお、陸軍の現役徴集は、志願を含む。

兵の役種区分と服役年限の改定状況について見てみる。表6は、1927年から1941年までの兵の役種区分と服役年限の主要な変遷をまとめたものである。1939年の「兵役法」の改正により、補充兵役の服役年限が、12年4月から17年4月に延長された。これは服役年限を5年延長することにより「量」を確保する手段であった。1941年には後備兵役が廃止され、常備兵役(予備役)に吸収される形となった。後備兵役制の廃止は、「戦時所要兵員が激増し、後備兵の召集を要する場が多くなり、予備兵と区別する意味が消滅し、かえって弊害を認められるに至ったので、これまでの予備役と後備役を合わせて予備役とした⁸³⁾」ものである。

その他の改正として、歩兵2年在営制の復活が挙げられる。1938年2月、「兵役法」の一部を改正し、歩兵2年在営制を復活することとした。これは「一般教育の向上と青年訓練の成果を活用し、兵役負担の軽減を図り産業の振興を期待して⁸⁴⁾」、歩兵在営期間を短縮していたが、「事変の教訓は、戦闘間の損害を減少するため、特に最前線に活動する歩兵の訓練向上の必要を示した⁸⁵⁾」ための措置であった。

83 『戦史叢書 陸軍軍戦備』328頁。

84 同上、216頁。

85 同上、216頁。

表6 兵の役種区分・服役年限の主要な変遷（陸軍の例）

		年	1927	1939	1941
常備兵役	現 役		2 年	2 年	2 年
	予備役		5 年 4 月	5 年 4 月	<u>15 年 4 月</u>
後備兵役			10 年	10 年	<u>廃止</u>
補充兵役	第一補充兵役		12 年 4 月	<u>17 年 4 月</u>	17 年 4 月
	第二補充兵役		12 年 4 月	<u>17 年 4 月</u>	17 年 4 月
国民兵役	第一国民兵役		40 才	40 才	45 才
	第二国民兵役		17 才～40 才	17 才～40 才	17 才～40 才

（出所）原、安岡『日本陸海軍事典』496-497 頁より筆者作成。なお、下線部が変更された箇所。

さらに、1938 年から順次、動員の範囲を戸籍法の適用を受けない日本人（朝鮮人、台湾人）の男子（17 才以上）まで拡充していた。13 年度特別志願兵採用予定数は、「歩兵 200、輜重特務兵 100、高射砲兵補充員 100、計 400 であった。この年の志願兵訓練所入所志願者は 3,000 名を突破⁸⁶」していた。この段階では、陸海軍の役務に服することを志願する者（特別志願兵）に限られていたため、人数的にはごく限られてはいたが、少しでも兵員の数を増やし、広大な中国戦場で戦う日本軍にとっては、彼らもまた大切な兵力の一員であった。その後、朝鮮人、台湾人に対し兵役の義務を課すようになったのは、1943 年になってからである。

（2）「質」の確保対策

次に、「質」の確保について述べる。「質」の問題点としては、軍紀の弛緩が挙げられるが、「質」の問題点を、「量」の問題点と同じように数字として取り上げることは非常に難しい。そして指揮官の不足と軍紀の弛緩という問題は、「量」の問題と「質」の問題であり、一見無関係のようではあるが、実は大きな関連性を持っている。

前述した史料「支那事変の経験より観たる軍紀風紀の振否と戦闘力及其他のとの関係⁸⁷」において、大本営陸軍部が認識していたのは、「戦闘激烈となり彼我の勝敗何れに

86 『戦史叢書 陸軍軍戦備』217 頁。

87 「支那事変の経験に基づく無形戦力軍紀風紀関係資料（案）。第 2 号「支那事変の経験より観たる軍紀風紀の振否と戦闘力及其他のとの関係」による。

在りや予断を許さざる状況となるに及びては軍紀風紀の確立せる軍隊にして始めて戦闘激烈の極所に処するも絶対に指揮官の命令に服従し高潔なる犠牲的精神を發揮して一意任務の遂行に邁進し最終の勝利を獲得する」ものであった。そして「指揮官の鮮烈なる責任観念と毅然たる態度とは無形の力を以て自然の裡に兵をして軍紀を厳守せしめ毅然として勇躍死に赴くに至らしむるものにして指揮官たるものは平素之が修養に努め死生の間克く部下景仰の中心たるを期せざるべからず」と部隊における指揮官の責任観と態度が、結局のところ部隊の軍紀を確立し、戦闘に勝利することが述べられている。

このように部隊を指揮する指揮官の重要性は普段から述べられることではあるが、支那事変における小隊長、中隊長レベルの指揮官が不足していたことは、予備役で臨時的に編制された部隊においては、より一層重大な問題であった。部隊における士気の根元は、直接、兵を指揮する立場の小隊長、中隊長であった。

そういった指揮官が不足したことに対する対策として、甲種幹部候補生の活用があった。甲種幹部候補生の採用数は、従前であれば年間約 4,000 人であったが、その採用数は 1938 年には 5,601 人、翌年の 1939 年には 1 万 995 人へと増加している⁸⁸。1939 年 1 月における、陸軍兵科将校のうち、特に中尉、少尉の約 7 割強の者が、甲種幹部候補生出身の応召者が占めていた⁸⁹。このように甲種幹部候補生への期待が高まるにつれて、彼らの早期戦力化が希求されるようになった。1938 年には、歩兵のための予備士官学校が新設された⁹⁰。それまでの幹部候補生の教育は、各隊や関係学校等での 5 カ月余の教育にすぎなかったが、予備士官学校新設以降の教育は、約 11 カ月間の教育となり、下級指揮官教育を質的・量的にも充実させることができた。また 1939 年には、歩兵以外の兵科の幹部候補生教育のために、各兵科の関係諸学校に幹部候補生隊が設けられている⁹¹。このようにして下級指揮官を急速養成する仕組みが整備されていった。

予備役の「質」を確保するためには、すでに確保していた兵の能力を十分に引き出すことができる指揮官が必要であった。甲種幹部候補生の採用は、そういった課題を解決するために緊急に実施された対策であった。その対策は、指揮官の「量」というよりは、「質」を確保するための対策であったといえる。

陸軍省では、「支那事変ノ経験ヨリ観タル軍紀振作対策⁹²」と称して、各部隊に「教育指導参考」を通知している。支那事変において軍紀が乱れたことに対する注意事項とし

88 熊谷『日本軍の人的制度と問題点の研究』277 頁。

89 同上、278 頁。

90 「陸軍予備士官学校令」(1938 年 3 月 25 日、勅令 139 号)による。

91 熊谷『日本軍の人的制度と問題点の研究』279 頁。

92 「支那事変ノ経験ヨリ観タル軍紀振作対策 (陸密第 1955 号)」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)。

て、「指揮官は軍紀の緊要なる所以を自覚し身を以て之か振作に任するを要す」との記述があり、指揮官が軍紀を保持するための重要な立場にあること自覚するように注意喚起をしている。

(3) 特殊技能者の確保対策

陸軍は、予備役等の「量」と「質」を確保するため、あるいは軍全体の人的戦力を確保するため、「在営または服役期間の延長、学校の拡充と教育期間の短縮、召集教育の拡大、新任用制度の採用等」といった諸施策を実施した⁹³。そういった諸施策の中で、特殊技能者として航空関係者の教育に関わる組織を新設⁹⁴していた。第1次世界大戦により近代化された兵器が登場し、それらの兵器を使いこなせる者が必要になってきた。航空機の出現は、近代化兵器の代表的なものであり、海軍においても陸軍と同様、航空関係者の教育に関わる組織の新設が行われていた。航空機の操縦や整備に必要な知識や技能は、短時間の教育では不可能であり、特殊技能者としての専門的な教育訓練を施す必要があった。特殊技能者の必要性を早くから認識していた海軍は、「船乗り」の育成という点に着目した「海軍予備員」という制度を設けていたことを簡単に述べる。

本稿では陸軍における経緯を中心に述べてきたが、ここでは海軍における人的戦力整備の基本的な考え方を振り返る。海軍は1873年、「海軍志願兵徴募規則」を制定し、志願兵のみで組織を構成することを考えた。そのため、人的戦力の確保を「徴兵令」によるとはしていたが、昭和期まで志願兵に依存しており、徴兵は不足分を補充する⁹⁵手段にすぎなかった。事実、海軍は志願兵の年齢を引き下げ、必要な兵員を確保しようとしていた⁹⁶。

志願兵の年齢引き下げは、1930年、満15才以上17才未満の飛行予科練習生の採用を開始した。1941年には、採用枠を水兵、機関兵、整備兵等にも広げ、翌年にはその年齢を満14才以上16才未満に引き下げている。彼らは、「練習兵」と呼ばれた。また、水測兵、信号兵等の特技兵の年齢も満14才に引き下げられ、「海軍少年水兵」と呼ばれた。海軍の人事行政は、「少数精鋭主義を伝統とし、之を平時保有員数とした。多数主義に対する平時の考慮は比較的薄かった⁹⁷」とされている。

93 『戦史叢書 陸軍軍戦備』196頁。

94 1937年10月1日陸軍士官学校分校（航空）を新設。10月5日陸軍大学校に航空学生新設。その他、同年8月7日に131名、12月7日に45名の優秀な将校を航空科へ転換した。

95 秦『日本陸海軍総合辞典』718頁。

96 大江『徴兵制』144-145頁。

97 「帝国海軍人事制度概説」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）89頁。

日露戦争後の 1904 年 6 月 28 日「海軍予備員条例」(勅令第 179 号)が制定され、「商船の船長以下を戦時に召集して軍務につけるため、平時から軍籍に入れておく⁹⁸」こととした。海軍予備員の数は、昭和初期の段階で、概ね 7,000 人から 10,000 人程度いた⁹⁹。

海軍予備員制度では、高等商船学校卒業生が予備少尉に、商船学校卒業生が予備一等兵曹に任用された。海軍予備員は、たとえ任用後に召集されなくとも、乗船年限や船員免状の取得状況に基づき進級した。彼等は、召集されると、そのときの官階に適合した軍務に就かされた。なお、1934 年に制定された「海軍予備士官ヨリ海軍士官ニ任用等ニ関スル件」(勅令第 173 号)により、召集中の予備少尉は、志願により海軍士官に任用されるようになった。

さて、高等商船学校の入校者は、入校と同時に海軍予備生徒として海軍生徒に準じる身分となった。そして、同校の卒業生は、海軍砲術学校での 6 カ月の教育を経て、2 年 6 カ月の商船実務練習を終了した後に、船員免状を取得した。それを取得すれば、好むと好まざるとに拘わらず、自動的に海軍予備士官となった。この際、航海科は海軍予備少尉に、機関科は海軍予備機関少尉に任用された。その後、水産講習所・水産専門学校遠洋漁業科の卒業生に対しても、高等商船学校の卒業生と同様の施策が施されていくのである。

航空機の急速な発達に伴い、1934 年「海軍予備学生制度」が制定された¹⁰⁰。この制度は、まず飛行科に適用され、1938 年には整備科、1942 年には兵科へと適用されていった。ただし、兵科といっても、対空、対潜、通信等の陸上勤務要員であった。

海軍予備学生は、大学、大学予科、高等学校、専門学校卒業生から採用され、部隊または諸学校で一年間の教育を受けた後、海軍予備少尉に任ぜられた。採用者は、1934 年に 6 人、1941 年でも 100 人足らずであった。しかし、1942 年に 1,455 人であった採用者数が、1944 年には 7,702 人まで増加している¹⁰¹。

戦争の拡大に伴い、陸軍同様、海軍でも初級士官の速成が急務となった。それを裏付けるように、予備学生出身の予備士官は、1942 年以降、教育終了任官と同時に全員召集され、初級士官の配置に補職されている。海軍予備学生は、予備員候補者というよりも、海軍兵学校の別校生徒とも称すべき性格のものであった¹⁰²。

98 百瀬『昭和戦前期の日本』358 頁。

99 「帝国海軍人事制度概説」131-132 頁。

100 同上、15 頁。

101 百瀬『昭和戦前期の日本』359 頁。

102 「帝国海軍人事制度概説」172 頁。

さらに海軍における制度で、2年現役士官制度¹⁰³がある。これは予備士官養成の制度ではないが、同様の機能を持っている。1927年に定められたものであり、軍医科と薬剤科の士官は、医療系の大学または専門学校卒業生から採用していたが、採用時に本人が志望すれば2年間という期限をつけて、現役士官として服従させる制度であった。この制度は、1938年には技術関係（造船、造機、造兵）と主計科に対象が拡大され、1942年には歯科と法務科も対象に加えられた。こういった特殊技能を必要とする士官の採用制度も導入されていた。

このように海軍予備学生制度は、戦時に初級士官を急速に養成する仕組みの在り方を提示している。同時に、特殊技能者の確保についても考慮する必要性を投げかけている。特殊技能者は、短時間では養成できない。それは部隊を指揮する士官にもあてはまるのではないだろうか。部隊を指揮する能力は、一朝一夕では修得できない。指揮官としての能力を身につけるためには、時間と経験が必要である。士官をも含め特殊技能者を養成することを、平時から根本方策として制度化し確立しておく必要性を示唆しているのではないだろうか。

おわりに

明治初期に制定した「徴兵令」は、日清戦争、日露戦争の経験をもとに、数度にわたり改定されてきた。第1次世界大戦により、科学技術が急激に進歩したもとの戦争の実相を見聞した日本軍は、総力戦という事態を想定しながら、新たな徴兵制度として「兵役法」を制定した。大正期に実施された軍備縮小のもと、強力な人的戦力整備をいかに実施するかが重要な課題であった。

「兵役法」の仕組みを考えるならば、戦時において大量動員が実施された場合に、人的戦力の中核をなすのは予備役等となることは、誰の目にも明らかなことであった。予備という名称とは裏腹に、有事に主役とならざるを得なかったのである。「兵役法」の規定により、服役期間は現役2年、予備役5年4月、後備兵役10年であった。本稿の最初に示した図1から、徴兵検査により約10万人の現役を採用したならば、常備兵役は約70万人（現役約20万人と予備役約50万人の合計数）、後備兵役は約100万人となる。その合計は約170万人となる。さらに構成する兵員の年齢は、現役、予備役、後備兵役と徐々に高齢化することも明白な事実であった。

103 熊谷『日本軍の人的制度と問題点の研究』275-276頁。

日本軍は、予備役等を召集し、実施していた勤務演習教育による再教育だけでは、十分な人的戦力を維持できないことも想像することができた。日本軍は、大正末期から昭和初期にかけて、あらゆる手段を講じて、国民に対する軍事教練の実施機会を見い出そうとしていた。予備役等に対する勤務演習教育よりも、軍隊に入営する前の段階において国民全体を教育するほうがはるかに効率的であった。国民教育を掌っていた文部省とも連携を図るようになり、未入営の国民に、青年訓練所や青年学校等において軍事教練を実施する手法も確立した。さらに各学校に将校を配属し、軍事教練を担当させることとした。予備役等に関する人事情報や勤務態度などを把握するために、戸籍や兵籍といった制度を有効に活用し、在郷軍人会や市町村長とも密接に連携するようになった。しかし、こういった教育の多くは、軍人精神の涵養といった精神教育の場に使用されていた。

支那事変が発生してから、日本軍の徴兵制の基本理念は従前の「精兵少数主義」から「粗兵多数主義」にシフトせざるを得なかった。実際に大量の予備役等が動員されるようになり、予備役等を主体に編制された特設師団が戦地に派遣された。人的戦力の「量」は確保されたかのように思えた。実際に派遣した後、多くの問題点が噴出したが、中でも軍紀の乱れや犯罪の多発、初級士官の不足が指摘された。軍人精神の涵養が声高に叫ばれ、国民に対し多くの時数を軍人精神の涵養に費やしていたにもかかわらず、軍紀の乱れが問題となったのである。軍人精神の涵養といった精神面での教育が強調された理由としては、「火力や軍事技術の立ち遅れを補完するためという理由や、密集戦法から散開戦法（さらには疎開戦法）への変化による個々の兵卒の士気や攻撃精神の必要性、壮丁の知識水準の高まりや農民出身者の減少による軍紀の頹廃といったもの¹⁰⁴」が挙げられている。

予備役制度を整備してきたはずの日本軍にとって、予備役等を使用しての戦いにおいて軍紀が乱れたことは、重要な問題であった。その軍紀の乱れは、予備役自身の問題でもあったが、初級指揮官の不足と密接な関係があった。部隊の精強さは、その部隊を指揮する士官の力量に負うところが大きいといわれる。優秀な士官が必要であったが、その士官が不足していたから、部隊の精強さが保たれず、軍紀が乱れてしまった。兵の「量」を確保するための制度は十分機能したが、部隊の中核をなす士官、特に小隊長や中隊長といった士官が不足していたことで、兵の管理が十分にできず、軍紀の乱れという残念な結果をもたらしてしまった。予備役制度を構築する上で、部隊を指揮する士官の育成には相当の時間が必要であることを考慮する必要があった。大正軍縮により士官の

104 広田照幸『陸軍将校の教育社会史』世織書房、1997年、279頁。

採用数を減少させたことは、彼らの採用から 10 年後、20 年後の時代に大きな「つけ」となって跳ね返ってきた。本稿では対象としなかったいわゆる「根こそぎ動員」が実施された太平洋戦争にかけて、支那事変で問題となった人的戦力上の問題点は、根本的な解決策を見出せないままの状態となり、初戦での華々しい戦果とは裏腹に大きな問題点を抱えたまま 1941 年 12 月 8 日を迎えていたのではなかろうか。戦時における軍隊のピラミッドの構成は、平時の軍隊のピラミッドの構成を、相似形のまま拡充していかなければならなかった。ところが、昭和初期の予備役制度では、支那事変で構成されたピラミッドには、一部の構成員が不足する部分があった。その不足は、本来、予備役の人的戦力を十分に発揮させる立場の指揮官であったことが、より一層、予備役等に対する不評を引き出す結果になってしまった。予備役制度などの人事施策を考える際、目前の問題点を解決することも確かに重要ではあるが、数年先に、どのような影響を与えるかを十分に検討する必要性を示唆しているように思う。

(ながのこうじ 元陸将補 戦史研究センター戦史研究室主任研究官、うえまつたかし 2 等陸佐 戦史研究センター戦史研究室所員、いしまるやすぞう 2 等海佐 戦史研究センター戦史研究室所員)

